

ホルムアルデヒドの発散建築材料の命名方法、評価対象条文並びに認定番号について

(一財) 建材試験センター

はじめに

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価書及び大臣認定書に記載される材料の名称は、以下のルールに従って作成しています。この命名方法は、建築材料からのホルムアルデヒドの発散に着目してルールを定めたものであり、名称でどのような材料か直感的に理解が可能になるように作成しております。なお、学術的に命名をするものではありませんので、あらかじめご理解願います。

I ホルムアルデヒドの発散建築材料の命名方法

1. 命名の原則

- ①性能評価をした対象材料が、規制対象材料を定めた告示における材料区分の、どのホルムアルデヒド発散建築材料に該当するのかが特定できること。
- ②件名に使う材料名；
材質単体の名前は、JIS/JAS に名称がある場合にはそれに従う。複数の材料により構成された材料並びに評価に範囲があるものは、その全てを網羅した表現とすることは現実的に不可能であることから、性能評価の試験に供した試験体仕様の材質に基づいて命名する。
- ②ホルムアルデヒド発散建築材料の命名方法は、すでに運用されている防火材料の名称のつけ方を基本にする。但し、防火材料の命名法では接着剤を省略しているが、ホルムアルデヒドの性能評価では、接着剤も評価の重要な要素となることから、接着剤を加味したものとす。

2. 命名方法：

具体的な命名方法は、次によります。

(イ) 表面材「張」／(ロ) 接着剤「塗」／(ハ) 基材 (オプション)

評価対象材料は、最後 (ハ) の部分に記載し、各パート内で完結させ、「／」で区切る。

各パートのうち、(イ) 表面材は、天然木単板、フィルム、シートなど、基材に張る化粧材的なものとし、文尾「張／」、塗料なら「塗装／」とする。(ロ) 接着剤は、・・・樹脂接着剤とし、最後に「塗／」とする。(ハ) は、評価対象部分。通常は基材 (基板) であるが、「/・・・接着剤」、「/・・・塗料」となる場合もある。(カッコ) 内は、補足的な内容とし、オプション的な事項を記載する。

以下は、各条件に応じた命名ルールです。

①基本形：

(イ) 表面材張／(ロ) 接着剤塗／(ハ) 基材
 (試験体の化粧材／層) 張／(試験体の接着剤) 塗／
 (基材)

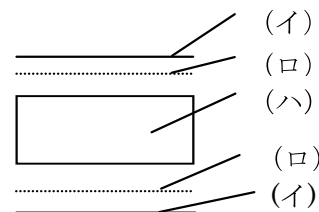
②応用編 1；両面の考え方

両面に化粧が有る場合、

・同じ材質であれば、「両面」の言葉を先頭を書く、
 両面 (イ) (試験体の化粧材／層) 張／(ロ) (試験体の
 の接着剤) 塗／(ハ) (基材)・・・とする。

・材質が異なる場合、

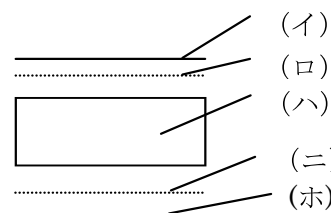
「表面側」(イ) (試験体の化粧材／層) ・「裏面側」(ホ)
 (試験体の化粧材／層) 張／「表側」(ロ) (試験体の接
 着剤) ・「裏側」(ニ) (試験体の接着剤) 塗／(ハ) (基
 材)



③応用編 2；接着剤の評価について

非ホルム系の表面材 (例；天然木単板) をホルム系接着剤
 (例；メラミン樹脂系接着剤) で、規制対象外の材料 (例；
 せっこうボード) に接着した場合は、接着剤の評価とする。

例；(イ)「天然木単板張／(ハ)せっこうボード付 (ロ)
 メラミン樹脂系接着剤



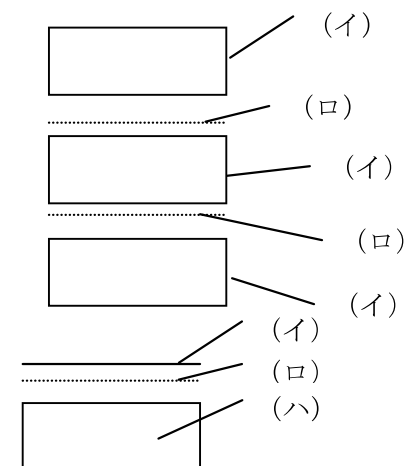
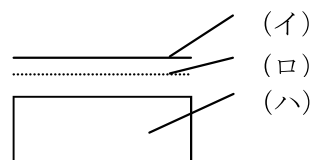
④応用編 3；

1) 積層材料 1 (同種類材料の積層)、

基材 (例；合板 (試験体仕様)) を数枚 (例；3枚) を非
 ホルム系接着剤 (例；酢酸ビニル系) で積層された材料の
 評価は、もつとも室内側 (表面側) に面する材料を対象材
 料とし評価材料とする。

合板にホルム低減化処理剤 (キャッチャー剤) を使用され
 ている、一般的に J A S の合板もキャッチャー剤処理 (又
 は塗布、塗り) 合板とは記載しないことから、処理剤につ
 いては記載しない。

例；(ロ) 酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗／(イ)
 普通合板 (3層積層)



- ・評価対象材料を積層している等、オプション的な内容は、件名のあとにカッコ書きとする。

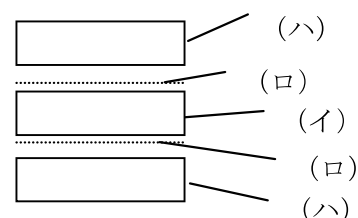
2) 積層材料 2 (異種類材料の組み合わせ) 、

F☆☆☆の合板の両面にMD F (ホルムの性能が不明) を非ホルム系の接着剤で張り合わせた材料の評価は、もっとも室内側 (表面側) に面する材料を対象材料とすることで、評価材料を決める。

MD F と合板は表面材に該当しないことから、(イ) 無し / (ロ) …接着剤塗 / (ハ) 基材の (ハ) の項に記載する。その中で最後に評価対象材を記載する。

例 ; (ロ) 酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗 /

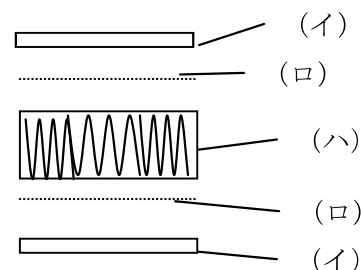
(イ) 普通合板付 (ハ) 両面MD F



3) 積層材料 3 (異種類材料の組み合わせ)

フェノール樹脂系保温材の両面に規制対象外の鉄板を非ホルム系の接着剤で張り合わせた材料の評価は、もっとも室内側 (表面側) にくる材料を対象材料とすることで、評価材料を決める。しかし鉄板は規制対象外であることから、内装の仕上げとはならない可能性があるが、天井裏等には該当すると考えられ、フェノール樹脂系保温材を対象材料とし評価材料とする。

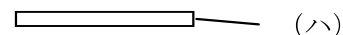
例 ; (イ) 両面亜鉛めっき鋼板張 / (ロ) 酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗 / (ハ) フェノール樹脂系保温材



⑤応用編 4 ; 壁紙

壁紙は、材質を特定している表現ではないが、壁紙と書けば、材質を問わず全てが対象材料となることから、最初に①紙系、②繊維系、③塩化ビニル樹脂系、④プラスチック系、⑤無機質系、の5種類に分類して評価材料の壁紙を特定する。

壁紙は、主素材の表面に柄などを印刷し保護塗装されてい



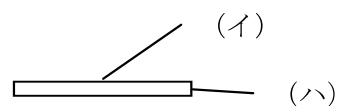
るが、一体として壁紙であり、基本的に（イ）の塗料と区別し、（イ）…系樹脂塗装／…とは記載しない。

例；（ハ）塩化ビニル樹脂系壁紙

⑥応用編5；木質系フローリング、

木質系フローリングは材質を特定している表現ではないので、木質系のフローリングであることを特定する表現が必要である。

例；（イ）アクリル系樹脂塗装／（ハ）パーティクルボードフローリング



II 性能評価の対象条文に記載する材料区分の考え方

性能評価をした対象材料が、規制対象材料を定めた告示における材料区分における、どのホルムアルデヒド発散建築材料に該当するのかが特定できるよう、材料区分が性能評価書の「2. 性能評価対象条文」に記載されます。

例：オレフィン系樹脂フィルム張／酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗／MDF
の材料について、

F☆☆☆のMDFにプラスチックフィルム（オレフィン系樹脂フィルム）を張って、全体の性能評価がF☆☆☆☆の場合は、

建築基準法施行令第20条の5第4項（令第20条の5第4項に該当する建築材料）
（平成14年国土交通省告示第1115号第一号へに掲げるミディアムデンシティファイバーボード）と記載します。

ホルムアルデヒドの発散性能が明らかにされていないMDFに、プラスチックフィルム（オレフィン系樹脂フィルム）を張って、全体の性能評価がF☆☆☆の場合は、

建築基準法施行令第20条の5第3項（第三種ホルムアルデヒド発散建築材料にみなす建築材料）
（平成14年国土交通省告示第1113号第一号へに掲げるミディアムデンシティファイバーボード）と記載します。

III 大臣認定書における認定番号について

大臣認定書に記載される認定番号は、次のルールによります。

MF●—○○○○

MF : Material Formaldehyde

● : 認定の区分

2 : 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（F☆☆）

3 : 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（F☆☆☆）

N : 令第20条の5第4項に該当する建築材料（F☆☆☆☆）

○○○○ : MFシリーズの通し番号